

林業土木工事の現状と施工管理

令和8年5月26日

(一社) 日本林業土木連合協会
専務理事 堂本 整 (技術士 森林土木)

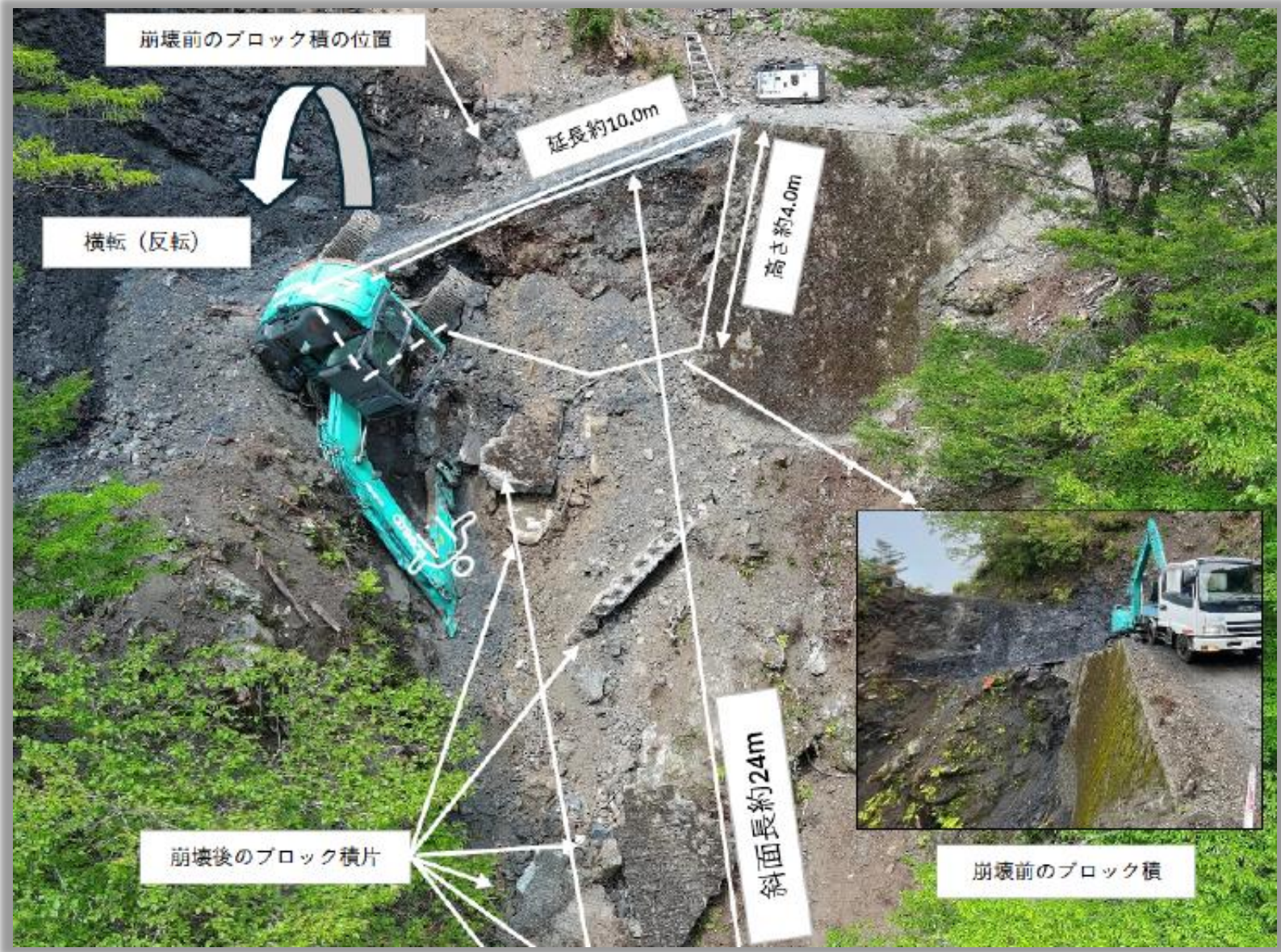
【研修の内容】

- 1 林野公共事業予算の推移
- 2 建設資材価格等(ガソリン、ナフサ)の動向
- 3 森林土木工事に関する技術者アンケートの結果(速報)
- 4 令和8年度設計積算基準等の改正の概要
- 5 森林土木工事関係書類の作成のスリム化

四国林業土木協会が発生した重大災害



四国林業土木協会が発生した重大災害





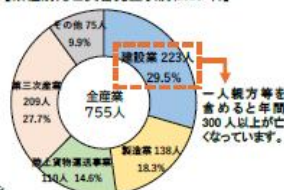
公共工事の発注者として「安全衛生経費」の確保を！

●公共工事の発注において、工事の品質や納期だけでなく、現場で働く人々の安全確保も非常に重要です。特に地方公共団体として、地域社会の安全を守る責任があり、「安全衛生経費」の適正な確保に向けた取組が必要です。

労働災害の現状と発注者の役割

建設業界では、墜落や転落、重機による災害・事故が頻発しており、厚生労働省の統計では、2023年には建設業での死亡事故が223件となっています^{※1}。これは全産業の中でも特に高い割合であり、国では「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針(令和6年12月13日閣議決定)」等^{※2}において、発注者にも安全衛生経費の適正な確保を求めています。

【業種別死亡災害発生状況(2023年)】



※1 出典:厚生労働省「令和5年労働災害発生状況」

※2 品確法基本方針(06.12.13 閣議決定)や建設業法令遵守ガイドラインでも、発注者に適切な取組を求めています。

安全衛生経費とは？

安全衛生経費とは、建設現場での労働災害を防ぐために必要な費用を指します。以下のような項目が安全衛生経費に含まれます。

これらの費用を適切に確保しない場合、現場での災害・事故リスクが高まり、工事の遅延や追加費用の発生につながる可能性があります。発注者として、安全衛生経費の適正な確保を行い、労働者の命を守る重要な責任があります。

- 仮設設備の費用
(足場や転落防止ネットの設置)
- 保護具の費用
 - ①保護帽
 - ②墜落制止用器具(鋼ベルト型)
 - ③墜落制止用器具(フルハーネス型)
 - ④保護眼鏡
 - ⑤保護手袋
 - ⑥安全靴
 - ⑦安全チョッキ
 - ⑧防塵・防毒マスク
 - ⑨防塵フィルター
 - ⑩耳栓

- 労働者への安全衛生教育費用
 - ①雇い入れ時教育
 - ②送り出し教育の受講
 - ③新規入場者教育の受講
 - ④安全衛生協議会・職長会への参加
 - ⑤災害防止協議会・安全パトロールへの参加
 - ⑥朝礼・KY 活動・一斉清掃等
 - ⑦職長・安全衛生責任者教育
 - ⑧足場組立て等特別教育
 - ⑨フルハーネス型墜落制止用器具特別教育
 - ⑩酸素欠乏・硫化水素危険作業特別教育
 - ⑪高所作業車運転特別教育(作業床の高さ10m未満)
 - ⑫職長等再教育及び安全衛生責任者教育
 - ⑬フォークリフト運転技能講習
 - ⑭玉掛け技能講習

安全衛生経費を含めた適正な予定価格の設定

「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」の中で、予定価格を設定する際に、安全衛生経費など実際の施工に要する通常妥当な経費を適切に積算する重要性が示されています。安全対策を徹底するためにも、適正な予定価格の設定をお願いします。

安全衛生経費を確保する必要性

- 工事の安全性向上 適切な安全対策が講じられ、労働災害のリスクを大幅に減らすことができます。
- 工事の品質向上 安全が確保された現場では、作業の中断がなく、高品質な構造物を造ることができします。
- 地域住民への信頼 安全な現場を提供することで、地域社会からの信頼を高めることができます。
- 法令遵守の徹底 入契法適正化指針等に基づく地方公共団体としての責任を果たすことができます。

公共発注者に求められる役割

現場での適正な運用の徹底に向けて、公共発注者としても、以下の点に注意して推進を図ることが大切です。

- 安全衛生経費の適切な積算 予定価格を設定する際は、安全衛生対策が実施できるようにするため、安全衛生経費を適切に積算しましょう。低価格入札の場合は、安全衛生経費が確保できているか確認をお願いします。
- 確認表・標準見積書の推奨 発注先の元請に対し、下請との契約で「安全衛生対策項目の確認表」と「安全衛生経費を内訳明示した見積書」を活用するよう推奨しましょう。
- 安全衛生経費の周知 地域の建設事業者に対し、安全衛生経費の重要性について広く周知し、工事関係者の意識向上を図りましょう。

詳細は以下ホームページでご覧下さい

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/anzeneisei.html

お問合せ先

国土交通省 不動産・建設経済局 建設振興課 専門工事業・建設関連産業振興室
電話番号 03(5253)8111(内線 24813、24816)

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 安全課 建設安全対策室
電話番号 03(5253)1111(内線 5486)



国土交通省



厚生労働省

公共工事の発注者として「安全衛生経費」の確保を！

【労働安全衛生規則】

(転落等の防止等)

第一百五十七条

事業者は、車両系建設機械を用いて作業を行うときは、車両系建設機械の転倒又は転落による労働者の危険を防止するため、当該車両系建設機械の運行経路について路肩の崩壊を防止すること、地盤の不同沈下を防止すること、必要な幅員を保持すること等必要な措置を講じなければならない。

(作業箇所等の調査)

第三百五十五条

事業者は、地山の掘削の作業を行う場合において、地山の崩壊、埋設物等の損壊等により労働者に危険を及ぼすおそれがあるときは、あらかじめ、作業箇所及びその周辺の地山について次の事項をボーリングその他適当な方法により調査し、これらの事項について知り得たところに適応する掘削の時期及び順序を定めて、当該定めにより作業を行わなければならない。

- 一 形状、地質及び地層の状態
- 二 き裂、含水、湧水及び凍結の有無及び状態
- 三 埋設物等の有無及び状態
- 四 高温のガス及び蒸気の有無及び状態



当初の設計・積算で十分な経費が計上されていないのでは？

職場における熱中症予防基本対策要綱に基づく取り組み

第2 熱中症予防対策

1 作業環境管理

(1) WBGT値の低減等

屋外の高温多湿作業場所においては、直射日光並びに周囲の壁面及び地面からの照り返しを遮ることができる簡易な屋根等を設けること。

(2) 休憩場所の整備等

高温多湿作業場所の近隣に冷房を備えた休憩場所又は日陰等の涼しい休憩場所を設けること。

3 健康管理

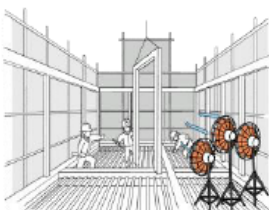
(1) 健康診断結果に基づく対応等

(2) 日常の健康管理等

睡眠不足、体調不良、前日等の飲酒、朝食の未摂取等が熱中症の発症に影響を与えるおそれがあることに留意の上、日常の健康管理について指導を行うとともに、必要に応じ健康相談を行うこと。

(3) 労働者の健康状態の確認

(4) 身体の状態の確認



2 作業管理

(1) 作業時間の短縮等

(2) 暑熱順化

高温多湿作業場所において労働者を作業に従事させる場合には、暑熱順化（熱に慣れ当該環境に適応すること）の有無が、熱中症の発症リスクに大きく影響することを踏まえ、計画的に暑熱順化期間を設けることが望ましいこと。

(3) 水分及び塩分の摂取

自覚症状の有無にかかわらず、水分及び塩分の作業前後の摂取及び作業中の定期的な摂取を指導すること。

(4) 服装等

熱を吸収し、又は保熱しやすい服装は避け、透湿性及び通気性の良い服装を着用させること。



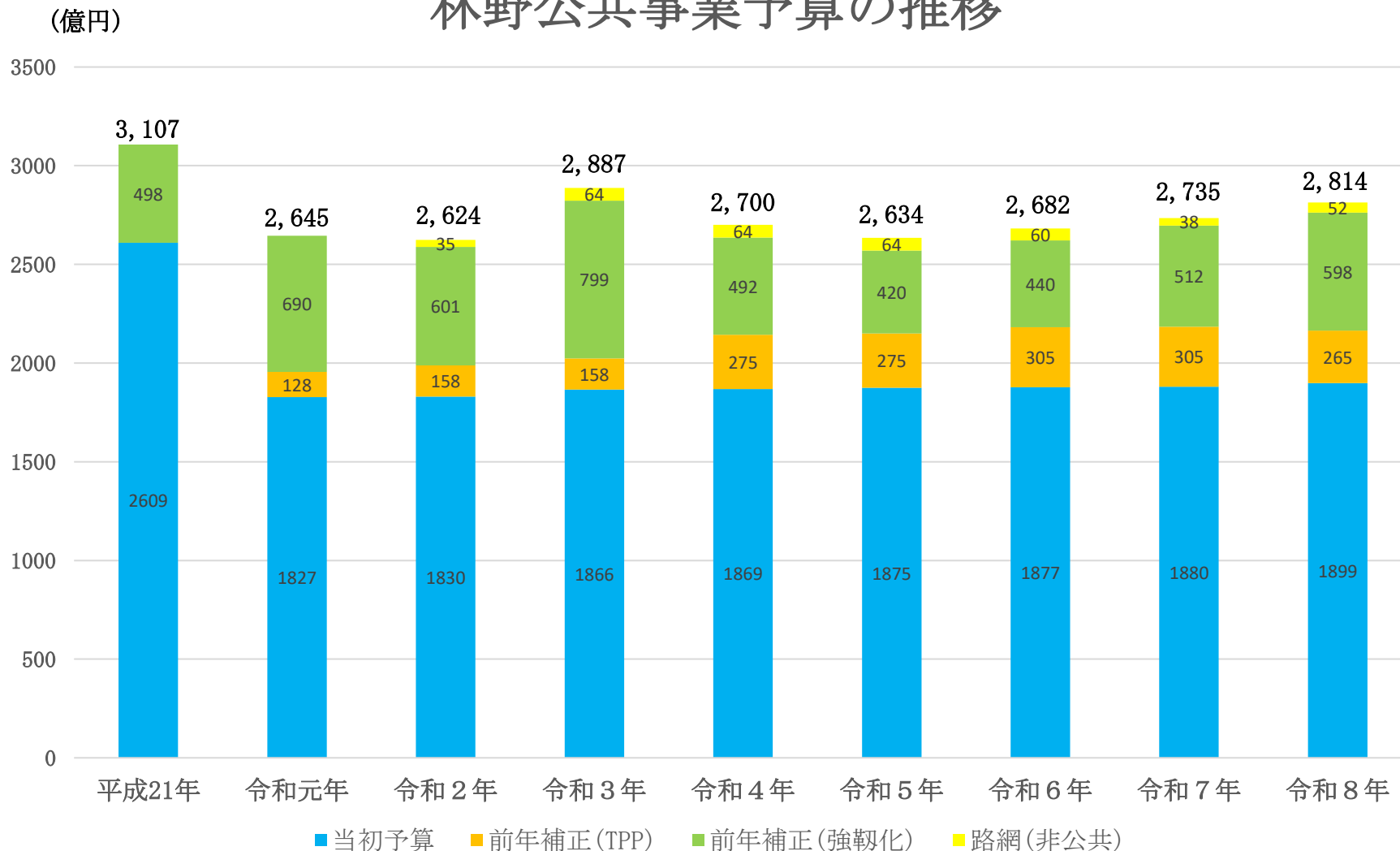
4 労働衛生教育

労働者を高温多湿作業場所において作業に従事させる場合には、適切な作業管理、労働者自身による健康管理等が重要であることから、作業を管理する者及び労働者に対して、あらかじめ次の事項について労働衛生教育を行うこと。

- | | |
|--------------|--------------|
| (1) 熱中症の症状 | (3) 緊急時の救急処置 |
| (2) 熱中症の予防方法 | (4) 熱中症の事例 |

林野公共事業予算の推移と今後の見通し

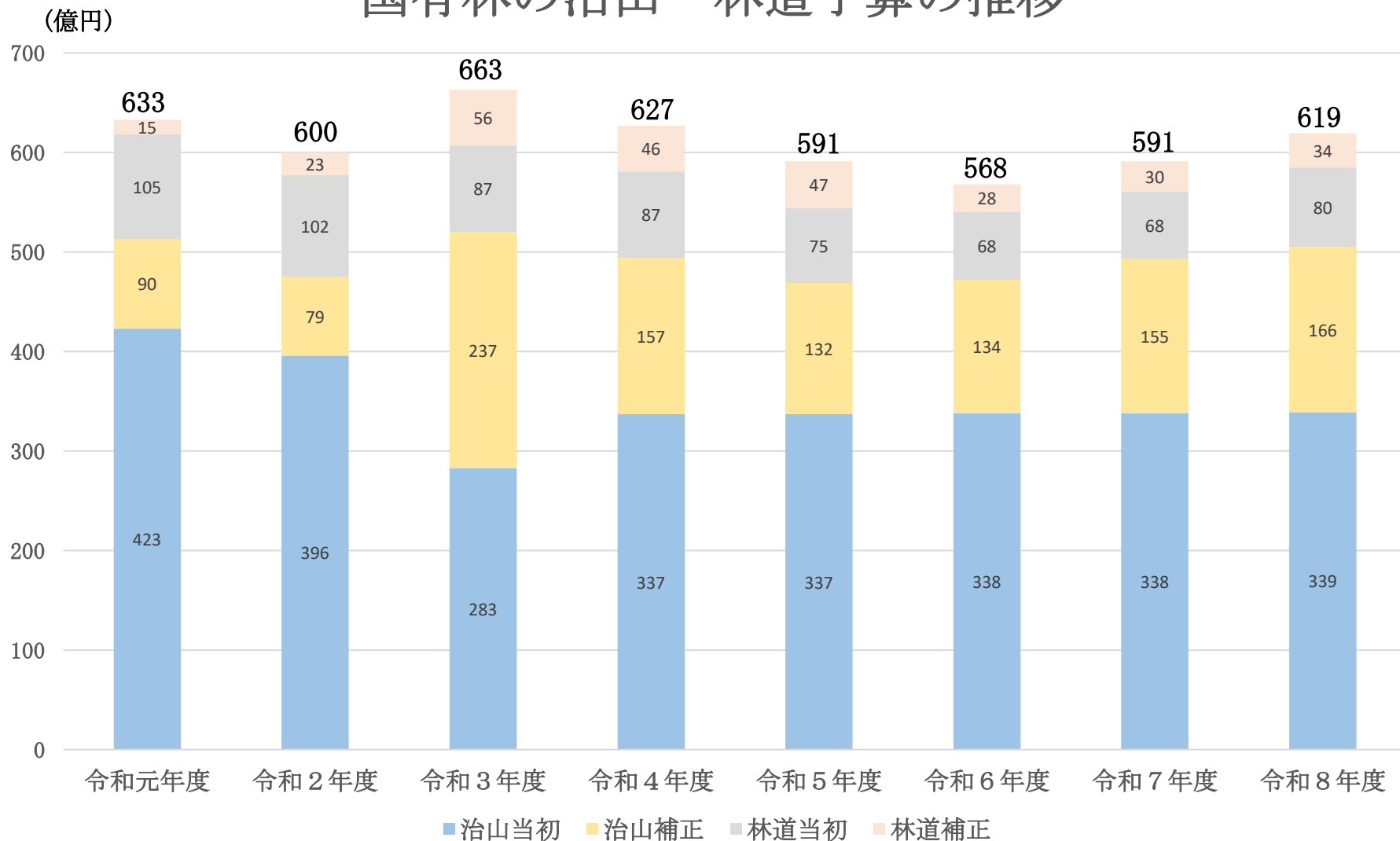
林野公共事業予算の推移



【出典：林野庁資料】

林野公共事業予算の推移と今後の見通し

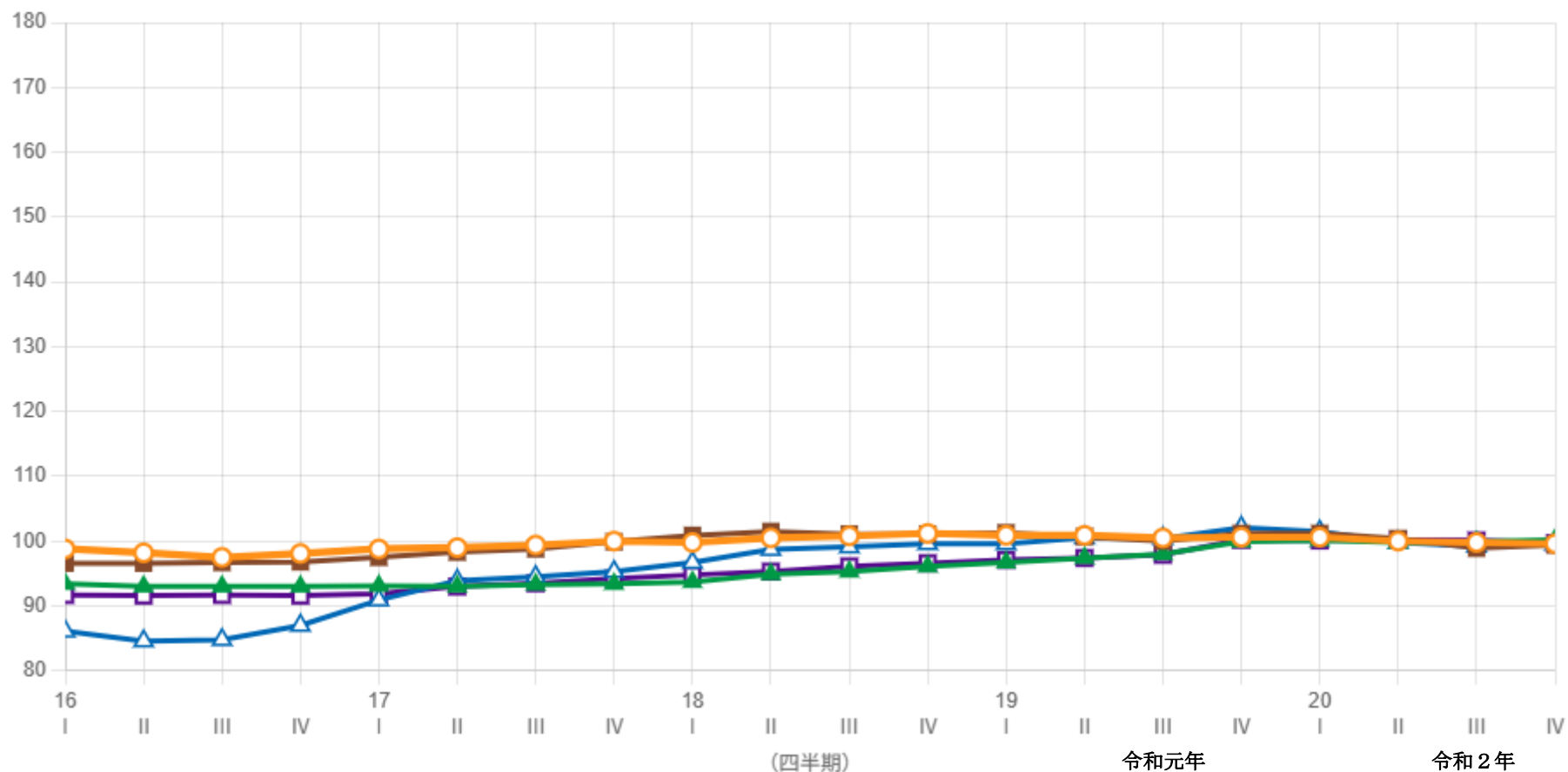
国有林の治山・林道予算の推移



【出典：林野庁資料より作成】

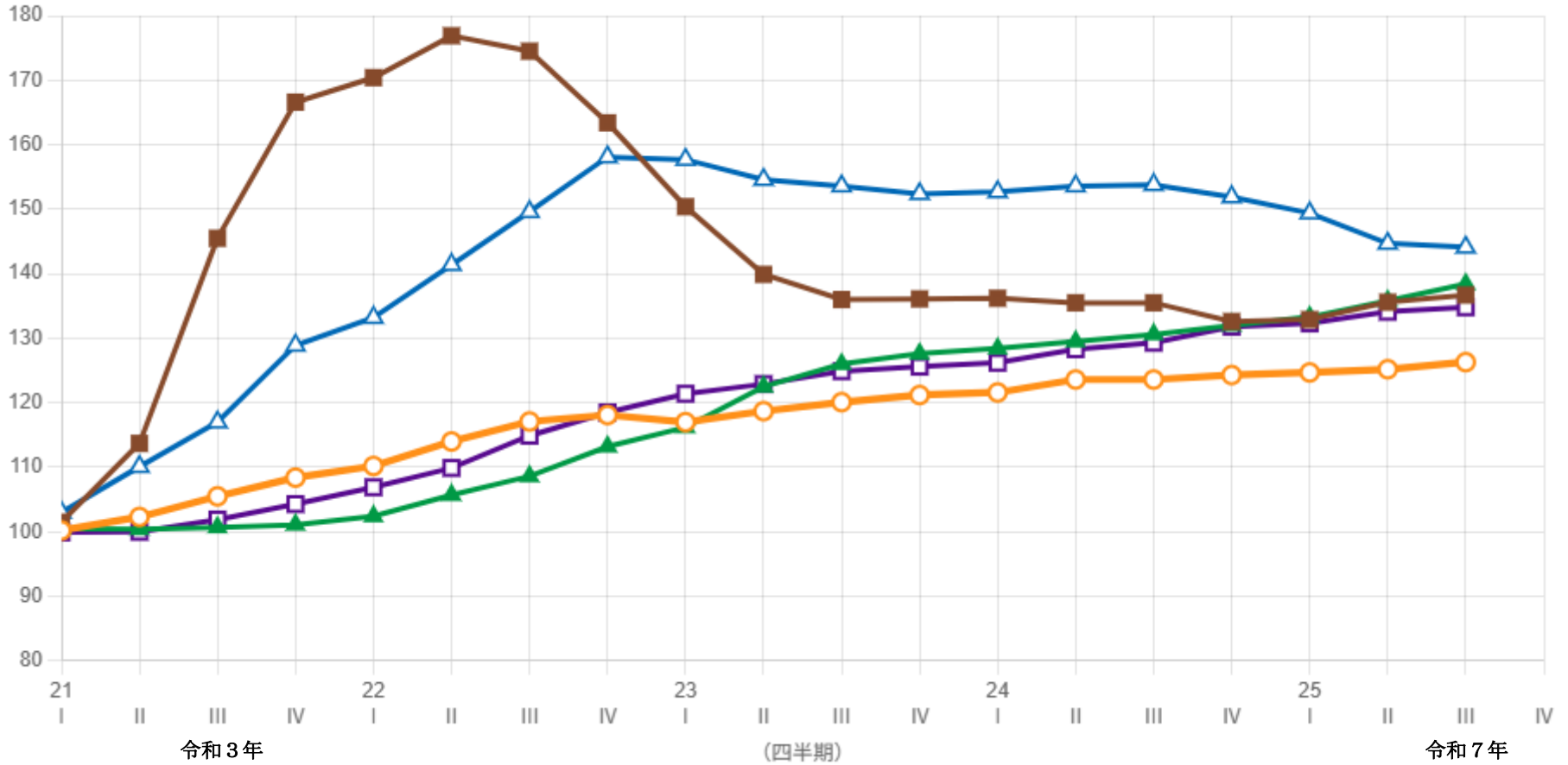
建設資材価格(企業物価指数)の推移(2016年～2020年)

○ 建設用材料計 ■ 製材・木製品 ▲ 窯業・土石製品 △ 鉄鋼 □ 金属製品



建設資材価格(企業物価指数)の推移(2021年~2025年)

○ 建設用材料計 ■ 製材・木製品 ▲ 鉄鋼 □ 金属製品 ▲ 窯業・土石製品



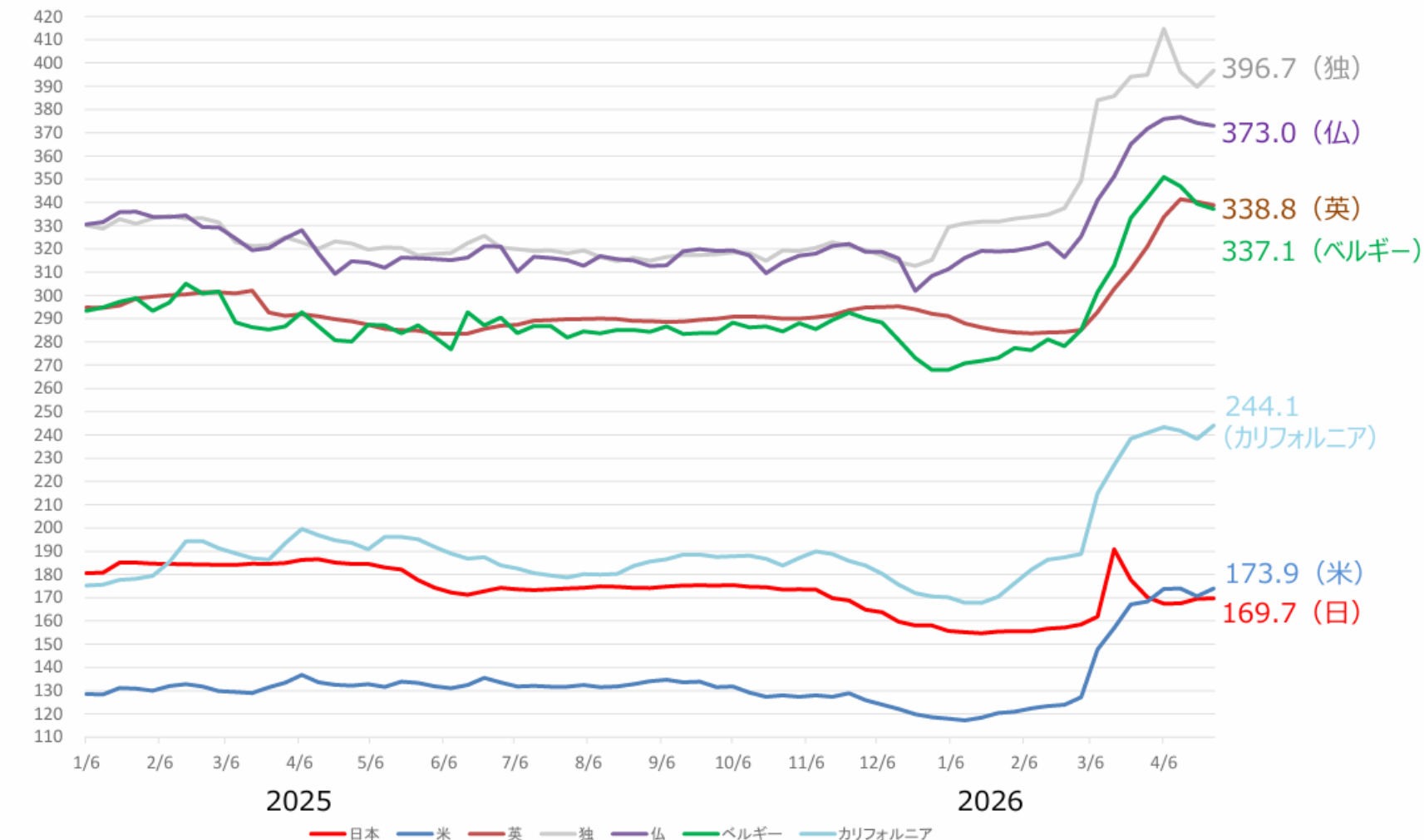
建設資材価格等(レギュラーガソリン)の動向(中東情勢の影響)

全国レギュラーガソリン平均価格の推移



建設資材価格等(ガソリン)の動向(中東情勢の影響)

日米欧ガソリン価格比較 (4月27日(月)時点)



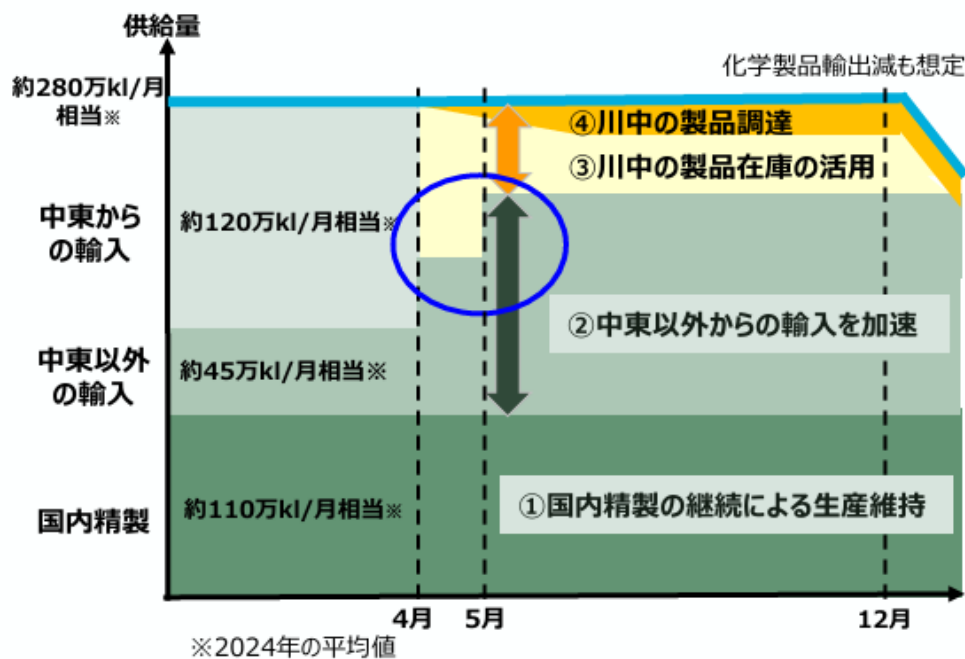
邦貨換算レートは、令和8年3月の平均TTS (三菱UFJ銀行) 1ドル= 159.68円、1ポンド= 215.82円、1ユーロ= 185.02円を使用。

建設資材価格等(ナフサ)の動向(中東情勢の影響)

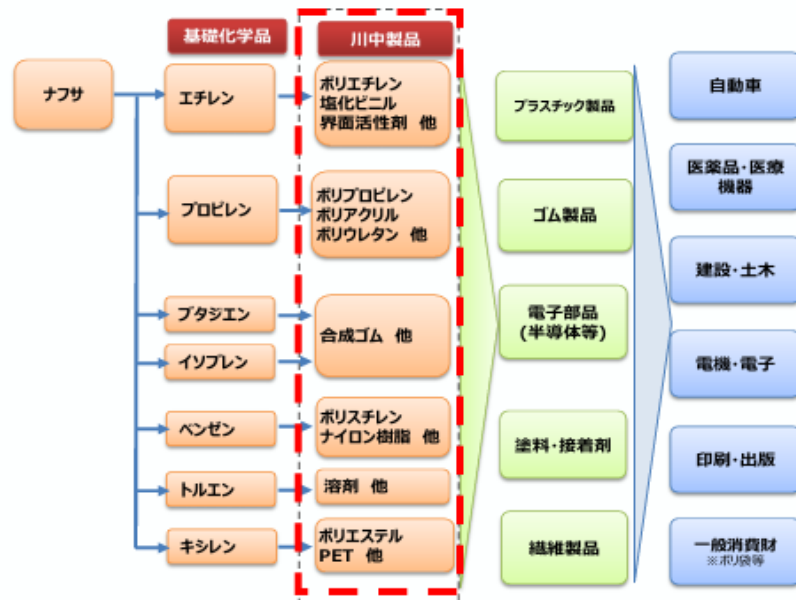
ナフサ由来の化学製品の需給見通し

- 国内でのナフサの精製を継続していることに加え、米国やアルジェリア、ペルーなど中東以外からのナフサの輸入が、中東情勢緊迫化の前の水準に比べると、5月には「3倍」（45万kl/月→4月90万kl→5月135万kl超）となる。これらの輸入ナフサは、5月にも日本に届く。
- また、ポリエチレンなどの中間段階の化学製品の足下の在庫は約1.8か月分となっており、これらをあわせると、ナフサ由来の化学製品の供給は、これまでの「半年以上」から更に伸び、年を越えて継続できる見込み。

化学製品の供給見通し（中東以外の輸入加速）



川中の製品在庫（1.8ヶ月分）



※各川中製品によって製品在庫の期間は異なるため、各川中製品の供給状況を注視の上、製品調達等も検討。

令和9年度の予算は？（責任ある積極財政！）

「責任ある積極財政」（高市政権）とは？

目的：日本経済の成長で税収を増やし、結果として財政も健全化させる

- ・責任ある＝将来の国の借金や金利上昇を意識して持続可能な範囲の支出に抑える
- ・積極財政＝景気や物価高対策のために、**政府がしっかりお金を出す***

※リミッターを外して真に必要な施策を躊躇なく提案してやり抜く

（金融資産：約880兆円）

国の借金：約1,344兆円（5/8財務省発表）

マスコミ報道：国民一人あたりの借金は約1,094万円

（
日本銀行：50%
民間銀行：40%
日本国民：5%
海 外：5%
）



国の借金（国債）は将来の税収で返済することが前提となっていない

※G7各国と同様に日本でも国債は永続的に借り換えされていく（財務省も認めている）

「予算編成の抜本的見直し」

- ・補正予算を前提とした予算編成と決別 → 令和8年度補正予算は必要
- ・必要な予算は当初予算で措置
- ・投資のための「新たな予算枠」を設定 → 成長戦略17分野（防災・国土強靱化含む）
- ・複数年での機動的な財政出動 → 予算単年度主義との整合性



令和8年度 森林土木工事に関する技術者アンケートの概要

1 調査の目的

森林土木工事の現場技術者が日頃から感じている課題・意向・要望等を収集、把握して林土連の今後の事業活動の基礎資料とするほか、林野庁等の関係機関に対する意見や提案等に活用することを目的とする。

2 調査対象者

森林管理署等が発注した、治山工事・林道工事・災害復旧工事において、主任技術者、現場代理人、監理技術者等として携わった現場技術者

3 調査の方法

- (1) 林土連から全国の林業土木協会に調査を依頼
- (2) 各林業土木協会は工事を受注した会員企業にアンケート調査の協力を依頼
- (3) 依頼された会員企業は、現場技術者にアンケートの回答を依頼
- (4) 現場技術者はPC又はスマートフォンを活用して回答（WEB方式）
- (5) アンケート実施期間は令和8年4月6日～4月30日
- (6) 回答者の会社名や氏名等は無記名とする
- (7) アンケートは選択方式を基本とし、一部の自由意見を記述式とする
- (8) 回答者の負担を考慮し、10分程度で回答できる内容とする
- (9) 調査結果の集計はGoogleフォームの自動集計機能を活用

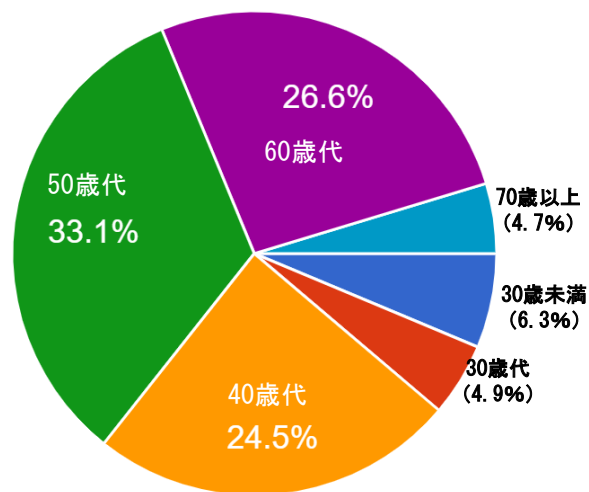
令和7年度 森林土木工事に関する技術者アンケートの概要

アンケート調査の内容

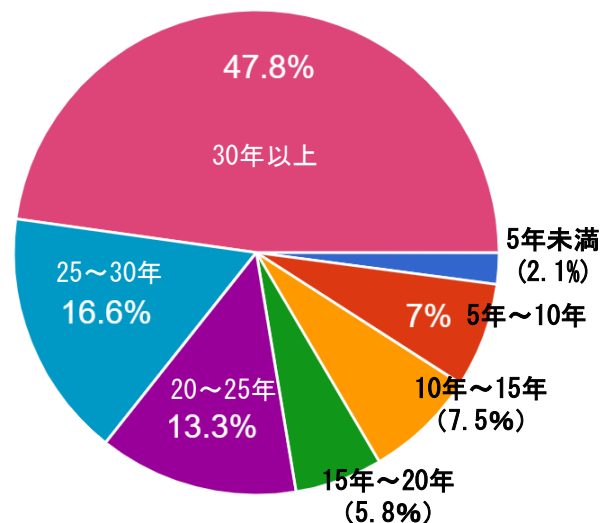
- ① 年齢（・30歳未満・30歳代・40歳代・50歳代・60歳代・70歳以上
- ② 性別（・男性・女性・回答しない）
- ③ 所属林業土木協会名（14協会から選択）
- ④ 実務経験年数（5年未満、5年～30年を5区分、30年以上）
- ⑤ 携わった主な工事（治山・地すべり、林道新設・改良、災害復旧）
- ⑥ 携わった工事での立場（主任技術者、現場代理人、監理技術者）
- ⑦ 携わった近年の工事では適正な利潤を確保できたか
※「適正な利潤」とは、工事受注時に計画した利潤とする
 - ・適当な利潤が確保できなかった理由は何か
- ⑧ 携わった工事での3者会議の実施状況を選択（複数回答）
 - ・3者会議の開催について意見等を記載
- ⑨ 工事施工に関する問合せに対する監督員の対応状況を選択（複数回答）
 - ・問合せに対する監督員の対応について意見等を記載
- ⑩ 複数の工事現場の兼務の実態について選択
 - ・工事現場を兼務した時の仕事の負担をどのように感じたか
 - ・兼務した仕事のうち、どのような作業が大きな負担となったか
- ⑪ 工事発注者に対する要望やひごろから感じている課題、意見・要望など
（自由記載）

令和8年度 森林土木工事に関する技術者アンケート結果の概要

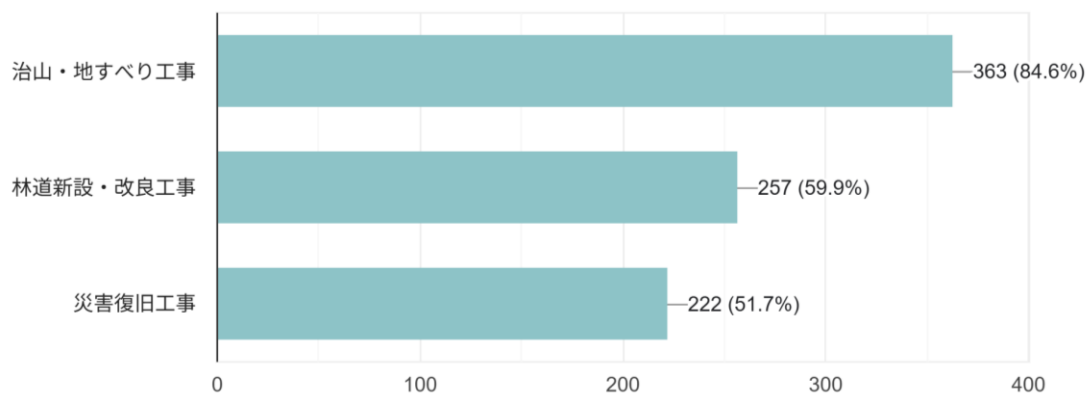
◆ あなたの年齢を選んでください



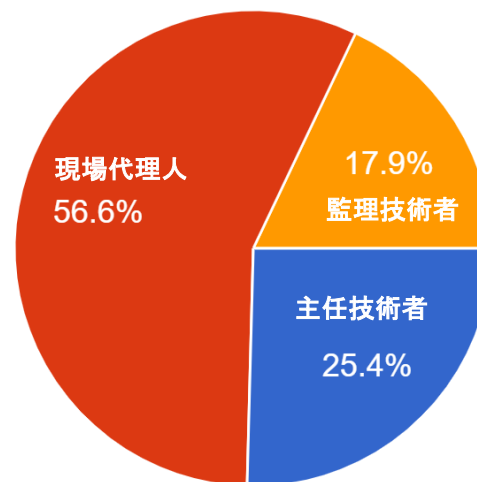
◆ あなたの建設業における実務経験年数を選んでください



◆ あなたが現場技術者として携わった主な工事を選んでください



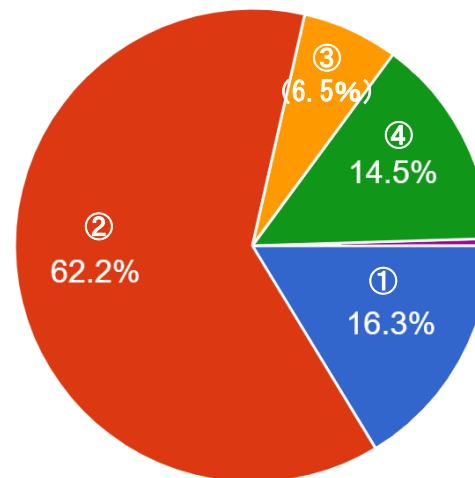
◆ あなたが携わった主な工事での立場を選んでください



令和8年度 森林土木工事に関する技術者アンケート結果の概要

◆ あなたが携わった近年の工事では適正な利潤を確保できましたか

- ①ほとんどすべての工事で適正な利潤を確保できた
- ②携わった工事を平均するとほぼ適正な利潤は確保できた
- ③ほとんどの工事で適正な利潤を確保できなかった
- ④一部の工事で利潤を確保できず赤字となった工事があった
- ⑤ほとんどの工事で利潤が確保できず赤字となった



◆ 「適正な利潤」を確保できなかった理由

① 設計・積算と現場の乖離 (最も多い)

具体例：「設計歩掛と実施歩掛の乖離」「伐採費が実際は設計の10倍以上」「余掘り幅0.4mでは湧水処理できず1.0m必要」「小運搬・排水・仮設道路が未計上」「狭隘地で施工効率が極端に悪い」「山間地・離島・遠隔地の経費が積算に反映されていない」

本質：**机上設計で、現場の施工実態・森林土木特有条件が十分織り込まれていない**

② 設計変更・変更協議が認められない

具体例：「モノレール延長が少し足りないが変更対象外」「排水ポンプ実績が変更対象にならない」「仮設足場の追加費用が認められない」「口頭指示だったため変更できなかった」「変更まで2週間かかるため自社負担で対応」「追加工種が増工として認められなかった」

本質：**“実際に必要な施工”が制度上・運用上、適正に価格転嫁できていない**

③ 自然条件・外部要因によるコスト増

具体例：「大雨による複数回の手戻り」「沢水流入で掘削中に崩壊」「降雪で施工日数減少」「出水で被災したが規模が小さく災害の対象外」「山間部で16時以降施工困難」

本質：**自然条件リスクが高い工事特性に対して制度側の吸収力が弱い**

④ 資材費・労務費高騰への未対応

具体例：「工期中に資材単価が上昇」「生コン・仮設材が高騰」「材料変更で価格増」「人件費が想定以上に増えた」

本質：**価格改定スピードが現場の実勢価格変動に追いついていない**

令和8年度 森林土木工事に関する技術者アンケート結果の概要

◆ 「適正な利潤」を確保できなかった理由

⑤ 山間・遠隔地特有のコスト構造

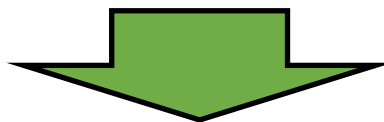
具体例：「通勤林道条件が悪い」「遠隔地で資材価格が高い」「重機回送費増」「県境施工で労働時間確保困難」
「離島で労務費高騰」

本質：都市部前提の積算では森林土木の実態に合わない

⑥ 人材不足・施工体制の限界

具体例：「労務者・運転手不足」「高齢化による施工効率低下」「協力業者の確保が困難」「未経験工種対応で生産性低下」

本質：施工市場環境が変化しているのに積算体系が追いついていない



今後の対応と要望

1 喫緊の対応

- ・設計積算時の現場実態の適切な反映
- ・仮設工、排水、小運搬、伐採の適正な設計積算への計上
- ・設計変更ルール（ガイドライン等）の適切な採用
- ・協議・変更処理の迅速化
- ・資材価格変動への即応

2 制度の改善

- ・山間地、遠隔地に対する補正の見直し
- ・森林土木専用の歩掛りの再整備
- ・気象リスクを考慮した契約変更制度への改善

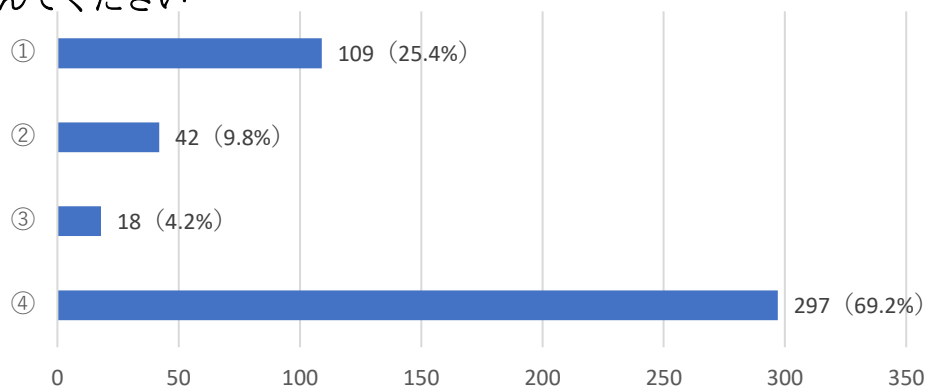
3 中長期的検討

- ・労務市場の変化に対応した積算体系の見直し
- ・施工者の知見の設計段階への反映

令和8年度 森林土木工事に関する技術者アンケート結果の概要

◆ あなたが携わった工事での三者会議の実施状況を選んでください

- ① 三者会議を開催した
- ② 三者会議を実施したかったが、開催までに時間を要することから要望しなかった
- ③ 三者会議の実施を要望したが、開催されなかった
- ④ 三者会議を開催する必要がない工事内容だった



◆ 三者会議の開催についての意見等

① 設計と現場の認識ギャップ (最も多い)

具体例：「既設堤体情報が曖昧で設計があって無いようなもの」「設計者が『わからない』では意味がない」「施工受注者が代替案設計まで行っている」「設計コンサルの設計が現地にマッチしていない」「仮設工事計画が不明瞭」「設計と起工の差異が大きく再測量が必要」

本質：設計段階で現場実態が十分反映されておらず、そのしわ寄せが施工段階に出ている

② 三者会議の必要性は高く評価されている

具体例：「設計と現場の考え方を検討する良い機会」「設計方針の考え方が聞けて良かった」「問題点と解決策の共有ができる」「より良い現場（品質・工程）にするため必要」「災害復旧工事では全件開催すべき」「着手前に最低1回開催してほしい」

本質：三者会議の制度自体は有効だが、会議開催の基準等に課題がある

③ 開催時期や変更指示が遅い

具体例：「開催決定から変更決定まで時間がかかりすぎる」「4月開催で変更指示まで5ヶ月」「受注後速やかに実施してほしい」「施工前に開催してほしい」「着工初期段階ならメリットが大きい」「入札後では改善が難しい」

本質：“事後対応型”になっており、本来の予防的な役割を果たせていない

④ 制度運用が分かりにくい・使いづらい

具体例：「開催基準が厳しい」「対象外工事でも開催できるのか分からない」「制度があることを知らなかった」「簡単に実施できるイメージがない」「特記事項に明記してほしい」

本質：制度設計はあるが、運用ルールと周知が不十分

令和8年度 森林土木工事に関する技術者アンケート結果の概要

◆3者会議の開催について意見等

⑤ 設計者の関与が弱い

具体例：「設計者は基準説明のみ」「設計者が『わからない』では意味がない」「発注者と施工者で問題協議している感じ」
「設計変更責任を施工者が負っている」

本質：本来の“三者”会議なのに、設計者の当事者意識が弱い

⑥ 三者会議より“前工程改善”を求める声

具体例：「設計段階で施工者を交えた擦り合わせ」「入札公告前に三者会議をして設計反映してほしい」
「三者会議が必要ない設計を要請」「地元事情をコンサルが把握していない」

本質：施工段階で調整するより、設計段階で問題を潰すべき

⑥ コスト・事務負担への懸念

具体例：「再度コンサル経費が必要」「協議書・設計変更書類が大変」「費用を分担できれば開催したい」
「三者でやる必要があるか疑問」

本質：制度運用コストへの現場負担感がある



今後の対応と要望

1 喫緊の対応

- ・三者会議の開催時期を施工前・受注直後へ前倒し
- ・設計者の実質参加・説明責任の明確化
- ・設計と現場不一致時の責任分担整理
- ・地元事情・地域条件の設計への反映

2 制度の改善

- ・開催基準の明確化
- ・対象工事・対象外工事の整理
- ・手続き簡素化
- ・特記仕様書での明記

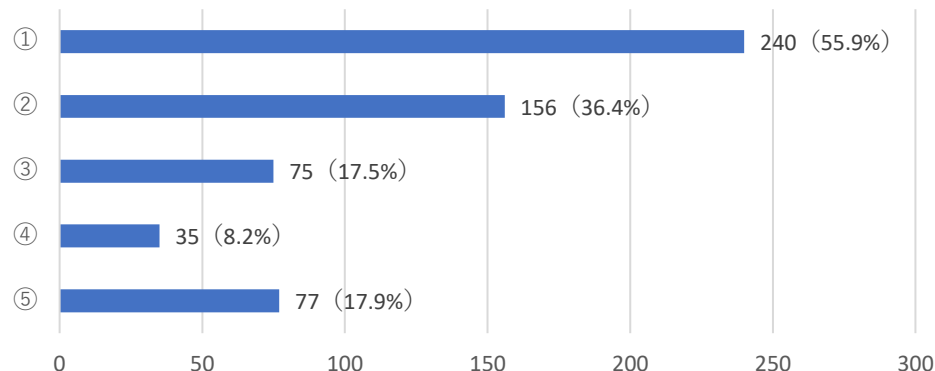
3 中長期的検討

- ・設計段階で施工者参画
- ・発注前レビュー制度

令和8年度 森林土木工事に関する技術者アンケート結果の概要

◆工事施工に関する問い合わせに対する監督員の対応状況を選んでください

- ① 監督員から速やかに回答があった
- ② 即答はなかったが2、3日以内に回答があった
- ③ 回答に時間を要したが工事の進捗に影響はなかった
- ④ 回答が遅く工事の円滑な施工に影響があった
- ⑤ 対応が監督員によって区々であった



◆問い合わせに対する監督員の対応についての意見等

① 監督員ごとの対応差（最も多い）

具体例：「すぐ返答いただける方と数週間かかる方の差が大きい」「監督職員により差がありすぎる」「監督員によってバラバラなので統一してほしい」「仮設に関する見解が監督員により違う」「主観が入るため管内で統一してほしい」

本質：現場対応が制度や基準ではなく、担当者個人の経験・判断に依存している

② 回答・判断の遅れが工程に影響

具体例：「回答が遅く現場の進捗に大きな遅延が発生した」「工程に影響があることでも回答を引き延ばされる」「レスポンスが悪すぎて施工が停止する」「最低2、3日後には回答してほしい」「即答できなくても、あと何日かかるか教えてほしい」

本質：回答の遅れが、現場の工程・安全・コストに直結している

③ 組織内の判断統一・権限整理が不足

具体例：「局の返事待ちという回答がほとんどだった」「監督員と上層部との意見相違で協議が遅れる」「現場で決めた内容が上司の一言で覆る」「主任は判断が早いが一般職員は上の許可待ちになる」「判断できない場合は上司に相談してから回答してほしい」

本質：現場判断と組織決裁のつながりが弱く、意思決定に時間がかかっている

④ 現場進行を優先した柔軟対応への要望

具体例：「現場進行を優先してほしい」「工事を止めることができないため口頭でも承諾してほしい」「日々現場は動いているので施工前に回答及び指示願いたい」「立会が昼前後となり作業を半日止めざるを得ない」「現場の性質上、臨検での立会協議を優先してほしい」

本質：現場の時間軸と行政手続きの時間軸にズレがある

令和8年度 森林土木工事に関する技術者アンケート結果の概要

◆問い合わせに対する監督員の対応についてのご意見等

⑤ 監督員の経験・技術力への懸念

具体例：「若手の監督員をフォローする立場の人の指導力向上を願う」「監督員自身の勉強不足」「若い監督が増えて時間がかかる」「経験の浅い監督員が多く現場で決められない」「監督員の現場経験が豊富だったのでスムーズだった」

本質：**現場経験・技術継承の不足が、判断の遅れや対応差につながっている**

⑥ 良好な対応への評価も多い

具体例：「すぐに対応してくれた」「大変協力的に的確な回答をしてくれた」「速やかに対応いただき円滑な施工ができた」「親身に対応していただいた」「迅速な指示で現場も遅滞なく進められた」

本質：**良い対応事例は存在しており、それを標準化することが改善の近道**



今後の対応と要望

1 喫緊の対応

- ・ワンデーレスポンスの徹底
- ・回答期限の明示
- ・監督員ごとの対応差の是正
- ・工程影響案件の優先処理

2 制度の改善

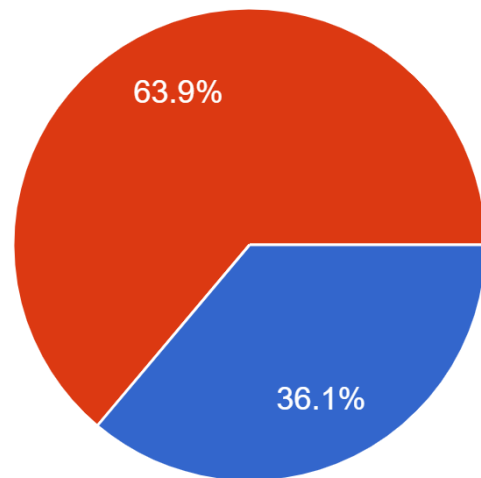
- ・署内・管内での判断基準統一
- ・上司確認・局確認のエスカレーションルール明確化
- ・現場立会・臨場確認の迅速化
- ・共有システムの承認期限設定

3 中長期的検討

- ・若手監督員の育成強化
- ・治山・林道工事の現場研修拡充
- ・良好事例の横展開
- ・監督員対応を支援・確認する仕組みづくり

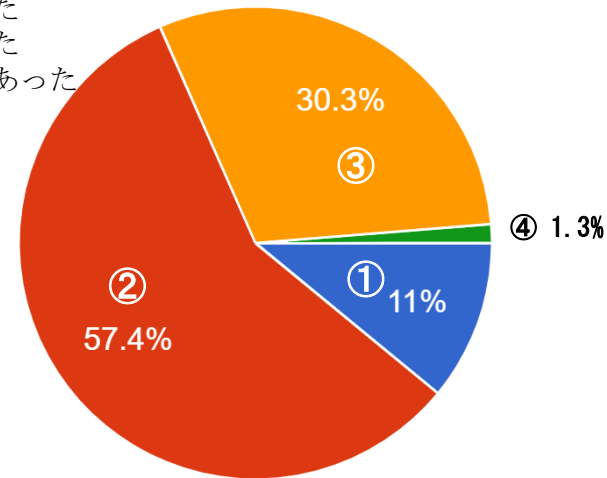
令和8年度 森林土木工事に関する技術者アンケート結果の概要

◆ 複数の工事現場の兼務の実態について該当するものを選んでください

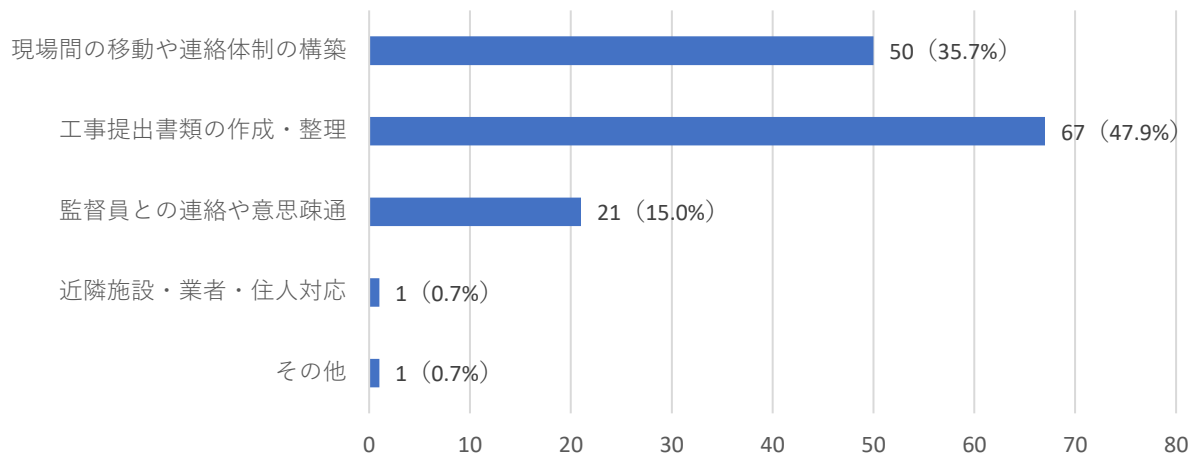


◆ 工事現場を兼務した時仕事の負担をどのように感じましたか

- ① 大きな負担は感じなかった
- ② 多少の負担増はあった
- ③ 大きな負担増となった
- ④ 工事の完成に支障があった



◆ 兼務した仕事のうち、どのような作業が大きな負担となりましたか



その他：兼務した現場のうち1つがICT施工を実施しており（1人で担当）現場間が近いとはいえ管理資料を2現場分作成することは大きな負担であった。

令和8年度 森林土木工事に関する技術者アンケート結果の概要

◆工事発注者に対する要望や日頃から感じている課題、意見・要望など

① 発注時期・工期設定の見直し

具体例：「3月以内に発注し、4月初旬に施工開始したい」「冬季にかかる治山事業は避けてほしい」「支障木処理に1か月半要し、土工着手が遅れた」「施工不能期間があるのに完成期限が固定されている」「発注予定工事の中止は3か月前に知らせてほしい」

本質：実際に施工できる期間を前提にした発注・工期設定になっていない

② 設計・積算と現場実態の乖離

具体例：「仮設工設計が現場に合っていない」「谷止工の掘削勾配が危険で施工できない」「床掘余幅0.30mは狭すぎる」「山腹工は現在の歩掛の2倍以上の労務が必要」「小型車両の林道を大型で積算している」「現場に必要な仮設を企業努力で対応している」

本質：机上設計・一般土木ベースの積算では、森林土木の現場実態に合っていない

③ 仮設工・施工条件への配慮不足

具体例：「仮締切の大型土のうが前年20袋、次年度8袋で整合しない」「工事用道路・作業ヤード予算を充実してほしい」「林道整備に関する重機費を計上してほしい」「長距離土運搬は単価が合わない」「大型車両が入らない場合の積替え・小運搬を見てほしい」

本質：本工事を成立させるための仮設・搬入条件が十分評価されていない

④ 書類・検査・電子化の負担

具体例：「電子納品しているのに紙でも重複提出している」「完成図書の紙図面提出をデータのみにしてほしい」「週休二日制様式を簡素化してほしい」「不可視部以外は写真管理を簡素化してほしい」「提出書類の種類と期限が分かる一覧表がない」

本質：ICT・電子化が進んでも、現場技術者の書類負担軽減につながり切っていない

⑤ 監督員・発注者対応のばらつき

具体例：「担当によって内容が変わる」「数量算出方法を個人のこだわりで強要された」「監督員により書類の有無がある」「現場へ来る頻度を増やしてほしい」「変更契約や竣工検査を速やかにしてほしい」

本質：発注者対応が標準化されておらず、担当者個人の判断に左右されている

令和8年度 森林土木工事に関する技術者アンケート結果の概要

◆工事発注者に対する要望や日頃から感じている課題、意見・要望など

⑥ 価格高騰・経費・歩掛の見直し

具体例：「物価高により安定価格で材料購入できない」「生コン高騰を設計変更で対応してほしい」「ポンプ車打設単価が安い」「遠隔地に対応した諸経費率になっていない」「山間僻地は一般土木とは別の歩掛・経費にしてほしい」

本質：**実勢価格・地域条件・施工難易度が契約金額に十分反映されていない**

⑦ ICT・通信環境・省力化への対応

具体例：「山間部の携帯電話不感地帯で緊急連絡やDX化が困難」「スマホ立会をしたいが通信状況が悪い」「発注図面の精度が悪くICT施工に使いつらい」「大型ブロックなど省力化工法を採用してほしい」「間知ブロック積工を減らしてほしい」

本質：**省力化・DXを進める前提となる通信・設計データ・工法選定が整っていない**

⑧ 人材不足・技術者負担

具体例：「後継者不足を感じる」「主任技術者・現場代理人の管理資料作成負担が大きい」「少人数施工で技術継承が進まない」「工事金額の大小に関わらず2人以上の技術者で進めるべき」「他官庁の一般土木経験も参加資格として認めてほしい」

本質：**現場の人材不足が進む一方で、管理・書類負担が増え続けている**



今後の対応と要望

1 喫緊の対応

- ・早期発注と施工可能期間に基づく工期設定
- ・仮設工・搬入路・作業ヤードの適正計上
- ・書類・写真・電子納品の簡素化
- ・設計変更・協議回答の迅速化

2 制度の改善

- ・山間地・遠隔地用の歩掛・経費補正
- ・発注者・監督員の判断基準統一
- ・設計段階での施工者意見反映
- ・支障木・保安林・交通規制等の事前整理

3 中長期的検討

- ・ICT施工に適した設計データ整備
- ・衛星通信等による山間部通信環境整備
- ・技術者育成・複数配置の検討
- ・省力化工法・二次製品の積極採用

設計積算基準等の改正の概要

- 林野庁では、熱中症対策や働き方改革、円滑な施工体制の確保など、公共工事に一斉に適用される関係省庁の制度改正・運用改善を的確に反映するとともに、森林土木工事が行われる山間奥地の狭隘・急傾斜地の厳しい現場実態を踏まえ、森林土木工事が地域の守り手である事業者には選ばれるよう、**適正な利潤確保**、**生産性向上**、**安全性向上**に向けた取組を継続しています。

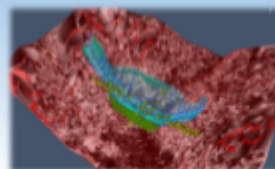
適正な利潤確保

- 設計業務において設計時に施工者から意見聴取する歩掛を追加
- 施工実態にあった歩掛へ見直し
- 新工法等の歩掛を追加
- 森林土木工事の共通仮設費率に独自の補正を追加
- 作業時間が短くなる場合の労務費補正の追加
- 見積りを活用した積算方法の導入
- 工事規模に応じた工期の目安を設定



生産性向上

- 施工性の高い工種・工法の適用促進
- 工事提出書類の各種様式の簡素化、作成書類の削減
- ICTを活用した工事実施要領等の導入
- スマートフォン等を活用した立会確認の導入



安全性向上

- 山間奥地で通信環境を整える場合の積算方法を追加



令和8年度設計積算基準等の改正の概要

- ・ 最新の本社経費の実態を反映し、**一般管理費等率の見直し** (参考1)
- ・ **不整地運搬車運搬工の歩掛**を施工実態に合わせて**見直し** (参考1)
- ・ **モノレール運搬工の歩掛**を施工実態に合わせて**見直し** (参考2)
- ・ コンクリート構造物等の施工に用いる、**基礎・裏込め砕石工の歩掛**を施工実態に合わせて**見直し** (参考2)
- ・ 森林土木工事（治山・林道）における**設計業務**において、設計時に**施工者から意見聴取する歩掛を追加** (参考3)

【継続する取組】

- ・ ブロック会議等で改善事項の普及啓発を徹底（「選ばれる森林土木」キャラバン）
- ・ 森林土木分野におけるICT活用の推進（各地における優良事例の把握・発信等）
- ・ 森林土木工事特有の厳しい現場条件を反映した間接工事費を設定するための調査
- ・ 歩掛の見直し

令和8年度設計積算基準等の改正の概要

本社経費の実態を反映

森林土木工事（治山・林道）の**一般管理費等率**について、
最新の**本社経費の実態を反映した率に見直し**

（参考1）

【一般管理費等率の比較】

工事原価	令和7年度	令和8年度	UP率
500万円以下	23.57%	25.13%	1.56%
500万円超え 30億円以下	算定式により率は変動		1.56~ 0.89%
30億円超	9.74%	10.63%	0.89%

【直接工事費が同額の場合】

	直接工事費	間接工事費等	積負工事費計	UP額
令和7年度	2,606万円	2,394万円	5,000万円	56万円
令和8年度	2,606万円	2,450万円	5,056万円	

施工実態に合わせて歩掛等を見直し

施工実態に合わせて**不整地運搬車の規格を再編し標準規格を見直し**するとともに、**積卸時間、走行速度を見直し**

不整地運搬車への土砂積込



【林道工事において運搬延長800m、運搬土量1,500m³の
不整地運搬車(4t)運搬工を含む工事の場合】

	直接工事費	間接工事費等	積負工事費計	UP額
令和7年度	3,646万円	3,406万円	7,052万円	446万円
令和8年度	3,844万円	3,654万円	7,498万円	

不整地運搬車による土砂荷卸



令和8年度設計積算基準等の改正の概要

(参考2)

施工実態に合わせ
歩掛を見直し

急傾斜地において資材等を運搬する際のモノレール運搬工歩掛を施工実態に見直しするとともに定期点検歩掛を追加

【山腹工事において架設延長250m、総運搬重量24tのモノレール運搬工を含む工事の場合】

	直接工事費	間接工事費等	請負工事費計	UP額
令和7年度	3,593万円	3,042万円	6,635万円	88万円
令和8年度	直接工事費	間接工事費等	請負工事費計	
	3,601万円	3,122万円	6,723万円	



モノレールによる資材運搬



レールの架設作業

現場実態に合わせ
歩掛を見直し

コンクリート構造物等の基礎・裏込め砕石工において砕石投入を行う建設機械の規格と歩掛を現場実態に合わせて見直し

【林道工事において180mの基礎砕石工、90mの裏込め砕石工を含む工事の場合】

基礎砕石の締め



裏込め砕石の締め



	直接工事費	間接工事費等	請負工事費計	UP額
令和7年度	2,003万円	1,975万円	3,978万円	68万円
令和8年度	直接工事費	間接工事費等	請負工事費計	
	2,015万円	2,031万円	4,046万円	

令和8年度設計積算基準等の改正の概要

(参考3)

現場条件等を反映した施工に向けた取組

森林土木工事（治山・林道）の設計業務において、設計時に**施工者から意見聴取する歩掛を追加**

- ・森林土木工事は、設計段階において**自然条件や施工条件等を踏まえた課題を把握した上で設計することが重要。**
- ・このため、**設計業務において設計者が工事施工者等（以下、「施工者」という。）と協働し、施工地域の現場に精通した施工者から施工上の課題や対応方法について意見聴取を行い、設計成果品の品質向上、工事の施工段階における施工性の向上、安全性の向上及び設計変更の減少による受発注者の業務効率化を目的とし、歩掛を追加。**

【設計者分計上歩掛】

(1回当たり)

区分	主任技師	技師A
意見聴取	0.5	0.5
意見の整理等		0.5

【施工者分計上歩掛】

(1企業・1回当たり)

区分	主任技師
意見聴取	0.5

※施工者は3企業（各1人）から意見聴取することを標準

【意見聴取する事項】

- ① 施工計画（施工順序）に関する事項
- ② 現場条件等による建設機械規格や施工時期の制限に関する事項
- ③ 工種・工法の妥当性、合理性に関する事項
- ④ 仮設計画（安全対策含む）に関する事項
- ⑤ 地域の資材供給状況に関する事項
- ⑥ 木材利用、低コスト化に関する事項
- ⑦ その他、設計者が施工者の見解を必要とする事項

【設計業務において意見聴取を含んだ場合のUP額】

直接原価	間接原価等	業務委託料
20万	+ 33万	= 53万

令和8年度設計積算基準等の改正の概要

適切な工期の設定について

- 工期実態調査の結果、準備期間及び後片付け期間を見直す。
- あわせて、作業日当たり標準作業量から施工に必要な実日数の設定が困難な場合において、参考としていた「参考工期」（直接工事費から準備期間、後片付け期間及び不稼働日を含む）を後片付け期間及び不稼働日を含まない「施工に必要な実日数（参考）」に見直す。

表10-1 準備期間及び後片付け期間

工種区分	準備期間	後片付け期間
河川工事	40日	20日
河川・道路構造物工事	40日	20日
治山・地すべり工事	40日	15日
海岸工事	40日	15日
森林整備A	30日	15日
森林整備B	20日	10日
道路工事	40日	15日
鋼橋架設工事	90日	20日
PC橋工事	70日	20日
舗装工事	50日	20日
橋梁保全工事	60日	20日
道路維持工事	50日	20日
トンネル工事	80日	20日



工種区分	準備期間	後片付け期間
河川工事	40日	20日
河川・道路構造物工事	40日	20日
治山・地すべり工事	30日	10日
海岸工事	30日	10日
森林整備A	30日	10日
森林整備B	20日	10日
道路工事	30日	10日
鋼橋架設工事	90日	20日
PC橋工事	70日	20日
舗装工事	50日	20日
橋梁保全工事	60日	20日
道路維持工事	50日	20日
トンネル工事	80日	20日

令和8年度設計積算基準等の改正の概要

適切な工期の設定について

表10-2 治山事業（溪間工事・山腹工事・地すべり工事・海岸工事）

工事別 直接工事費	工期	
	海岸等平地部の工事	山間部の工事
3,000千円以下	102	116
5,000 "	121	136
10,000 "	144	161
15,000 "	167	186
20,000 "	185	204
30,000 "	204	224
40,000 "	225	246
50,000 "	242	264
60,000 "	256	279
80,000 "	274	297
100,000 "	295	318
150,000 "	323	347
200,000 "	356	380



工事別 直接工事費	施工に必要な実日数（参考）	
	海岸等平地部の工事	山間部の工事
3,000千円以下	38	32
5,000 "	46	42
10,000 "	56	57
15,000 "	66	73
20,000 "	74	86
30,000 "	83	101
40,000 "	92	119
50,000 "	100	134
60,000 "	107	147
80,000 "	115	165
100,000 "	125	186
150,000 "	138	216
200,000 "	154	254

- 備考 1. 植栽を含むものについては、別途に算定するものとする。
 2. 200,000千円超の場合等については、次の算定式により
 工期を算定することができる。
 海岸等平地部… $T=1.6 \times P^{0.2950}$
 山間部 … $T=2.3 \times P^{0.2702}$
 T：工期 P：直接工事費

- 備考 1. 植栽を含むものについては、別途に算定するものとする。
 2. 200,000千円超の場合等については、次の算定式により
 施工に必要な実日数を算定することができる。
 海岸等平地部… $T=0.3735 \times P^{0.3173}$
 山間部 … $T=0.0325 \times P^{0.4725}$
 T：施工に必要な実日数 P：直接工事費
 3. 本表は準備期間、後片付け期間及び不稼働日を加味していないため、準備期間等については、別途計上することとする。

森林土木工事関係書類作成のスリム化

別紙

森林土木工事書類作成スリム化ガイド（案）

令和8年3月

1 目的

森林土木工事書類作成スリム化ガイドは、工事書類を必要最小限に簡素化するとともに、受発注者間における作成書類の役割分担の明確化、書類の電子化及び遠隔現場等の活用によりインフラ分野のDXを推進し、工事の円滑な施工を図るとともに、受発注者間双方の働き方改革の推進を図ることを目的とする。

森林土木工事書類作成スリム化ガイドの位置付け

- ア 本ガイドは、各森林管理局等々の発注工事において、**工事書類を必要最小限に簡素化するための方法や削減可能な工事書類を紹介**している。なお、各種法令や諸基準等で規定された書類の作成、提出を削減するものではない。
- イ 受注者及び発注者、監督職員、検査職員（以下「発注者等」という。）は、本ガイドに基づき工事書類の簡素化に取り組むものとする。
- ウ **発注者等から本ガイドに反する指摘等を受けた場合は、発注者等へ本ガイドを提示し、ルールの再確認を行うものとする。**

※ただし、受注者の社内で必要とされる工事書類の作成を妨げるものではない。また、本ガイドで提出不要としている資料でも受注者の意思で提出された場合は、受領を妨げるものではない。例）「施工体制台帳に添付が不要な書類の事例」に記載の書類が添付書類に含まれていたため、受注者にそれを抜いて再提出させる等は不要

（参考）工事書類作成の根拠となる主な諸基準及び様式

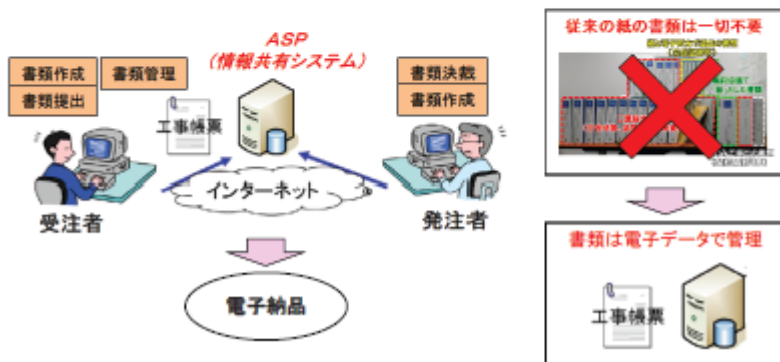
- ・森林整備保全事業（林道工事及び治山工事）に係る工事書類の様式について
https://www.rinva.maff.go.jp/j/gyoumu/sinrin_doboku/attach/pdf/sinrin_doboku-58.pdf
- ・森林整備保全事業工事標準仕様書
https://www.rinva.maff.go.jp/j/sekou/gijutu/hyojun_siyosvo.html
- ・設計変更ガイドライン（工事編）
https://www.rinva.maff.go.jp/j/sekou/gijutu/attach/pdf/sekisan_kijun-295.pdf
- ・森林整備保全事業における電子納品ガイドライン
https://www.rinva.maff.go.jp/j/sekou/gijutu/attach/pdf/ICT_seko-28.pdf
- ・森林整備保全事業電子納品ガイドラインの運用
https://www.rinva.maff.go.jp/j/sekou/gijutu/attach/pdf/ICT_seko-29.pdf
- ・ウィークリースタンス実施要領
https://www.rinva.maff.go.jp/j/gyoumu/sinrin_doboku/attach/pdf/sinrin_doboku-41.pdf

森林土木工事関係書類の作成のスリム化

2 全ての書類は電子化

情報共有システム（以下「ASP」という。）を活用し、書類は電子データで管理する

- ✓ ASP は、書類の作成や受発注者間のやりとりを WEB を通して行うシステムで、書類を電子データで管理。
- ✓ 「工事書類の処理の迅速化」を図り、建設現場の働き方改革、生産性向上に寄与。
- ✓ 原則として、全ての工事において ASP を活用。また、全ての書類は電子データで管理。



3 ASP の選定は書類不要

ASP のシステム選定に当たり書類の提出は不要

- ✓ ASP のシステム選定や契約にあたり、利用開始日や必要ユーザー数などの監督職員への確認書類の提出は不要。（メール等による確認で良い。）

4 コリンズ登録は書類不要

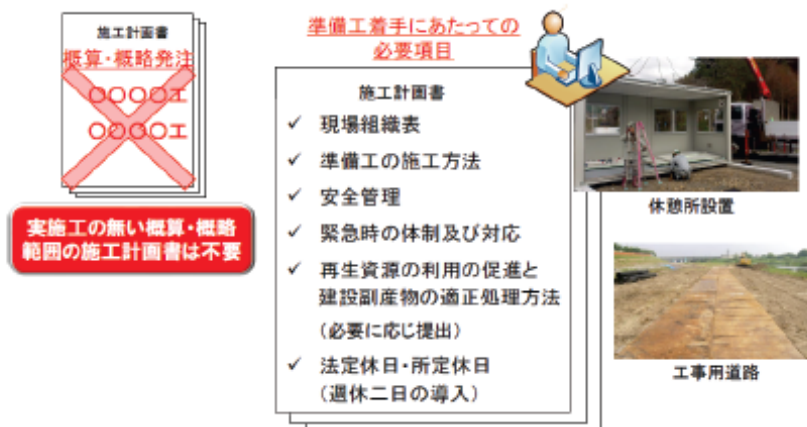
登録内容の確認に当たり、書類の提出は不要

- ✓ 登録の確認依頼は、コリンズ登録内容確認システムから監督職員へのメール送信のみ。※紙資料の提出は不要。
- ✓ 監督職員がシステム上で登録内容の確認を行うと、システムから受注者あてにメールが届く。※署名、押印は不要であり、紙資料の打ち出し不要。
- ✓ 変更時と工事完成時の間が土・日曜日、祝日を除き 10 日に満たない場合は、変更時の登録は不要。
- ✓ 担当技術者に変更があった場合は、次回の変更登録と併せて行えば良い。
- ✓ 工事完成時の登録は、完成通知書提出後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に登録申請するものとし、完成検査時点で登録が完了している必要は無い。

5 施工計画書

概算数量発注を含め、施工計画書は主要工種の着手前までに提出し、未確定工種については設計照査及び発注者指示により工事内容が確定した後、速やかに追加提出すれば良い

- ✓ 施工内容が確定されていない工種の施工計画書の提出は不要。
- ✓ 施工内容が正式に指示されてから、施工計画書を提出すれば良い。
- ✓ 準備工の着手にあたっては、必要最小限の項目について施工計画書を提出すれば良い。



変更施工計画書は、施工計画に大きく影響しない場合は提出不要

- ✓ 数量のわずかな増減等の軽微な変更で施工計画に大きく影響しない場合については、新たに変更施工計画書の作成、提出は不要。

（軽微な変更の事例）

- ✓ 工期末の精算変更、施工方法の変更を伴わない工事中の数量の増工や工期のわずかな変更、条ずれ、ページの変更等。

変更施工計画書は、変更箇所のみを抜粋して提出すれば良い

- ✓ 変更施工計画書は、変更が生じないページを改めて提出する必要は無い。（最終的な変更施工計画書として統合、再提出を行う必要は無い）
- ✓ 項目の追加等によるページ番号、項目番号等の修正を行う必要は無い。

森林土木工事関係書類の作成のスリム化

6 設計図書の照査

照査の結果により生じた計画の見直し、図面の作成、構造計算、追加調査等の書類作成は発注者の責任で実施

【発注者が実施する部分】

照査結果により生じた、計画の見直し（比較検討表の作成含む）、図面の再作成、構造計算の再計算、追加調査等。

※ 計画の見直しとは、当初発注した工事の施工計画に対して、概算発注方式による工種変更又は、発注後の自然災害等により、現地状況が大きく変化したこと等による他工種への変更等、主工種を他工種へ変更する必要がある場合とする。

※ 受注者に作成を指示する場合は、その費用を発注者が負担する。

【受注者が実施する部分】

設計照査の結果を説明するための資料作成。
(現地地形図、設計図書との対比図、取り合い図、施工図等)

7 ウィークリースタンスの実施

土日・深夜勤務等を抑制するために、ウィークリースタンスを実施

- ✓ 全ての工事を対象とする。
- ✓ ウィークリースタンス実施要領に基づき、監督職員と確認・調整した内容について提出の上、取り組むものとする。

8 工事打合せ簿

発注者が発議する資料は、発注者が作成する

- ✓ 概算数量発注工事における詳細設計の指示資料、工事目的物の変更に伴う指示資料は発注者が作成すべきものである。

※ 受注者に作成を指示する場合は、その費用を発注者が負担する。

9 ワンデーレスポンス

受注者から発注者への協議、相談は、「その日のうち」に回答
「その日のうち」に回答が困難な場合は、「回答日」を通知

- ✓ 工程に影響がある場合は、受注者において回答希望日を記載することとする。
- ✓ 発注者は、回答希望日までの回答が困難な場合は、必要に応じて一時中止を指示するものとする。

10 施工体制台帳

施工体制台帳、添付書類の提出は必要最小限とする

【施工体制台帳に添付が不要な書類の事例】

- 建設業許可や警備業認定証の写し
- 請負会社の厚生年金保険や雇用保険加入を証明するものの写し
- 監理技術者などの技術者届の写し
- 見積依頼書及び見積書(ただし、見積書は契約書に「別紙見積書のとおり」と記載されている場合等、内訳書としての位置付けであれば添付すること)
- 技術者配置要件以外の資格や実務経歴の写し
- 警備業者との契約書及び警備員の資格の写し
- 外国人就労者関係の書類(一号特定技能外国人建設現場入場届出書等)

「作業員名簿」の変更は他様式の変更に併せて提出すれば良い
「作業員名簿」の添付書類は提出不要

- ✓ 他様式に変更が生じない場合は、工事着手時と工事完成時に提出すれば良い。
- ✓ 「作業員名簿」の変更は、他の様式の変更のタイミングに併せて提出すれば良い。

「工事担当技術者台帳」、「役割分担表」の作成は不要

工事担当技術者台帳



作成不要

役割分担表



作成不要

施工体制の点検は電子データにより実施

- ✓ 監督職員は、書類の点検は電子データで行い、別途、紙の書類の提示を求めないこと。また、「林野庁直轄工事における施工体制審査・点検マニュアル」に基づき点検し、点検に不要な書類の提示を求めないこと。

森林土木工事関係書類の作成のスリム化

1 1 臨場確認（段階確認、確認立会、材料確認）

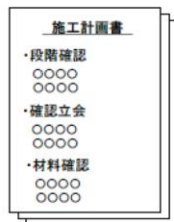
施工計画書作成段階で実施項目、頻度等を確認

- ✓ 施工計画書作成段階で、受注者と発注者が必要な工種、頻度等を確認し、過度な臨場確認を行わない。



施工計画書打合せで実施項目、頻度等を確認

「臨場確認の必要性」をよく確認する



施工計画書に反映



施工計画書に基づき計画的に臨場確認

「取りあえず」の場当たりの臨場確認は行わないこと

遠隔臨場を活用し、効率的な施工管理を実施

- ✓ 遠隔臨場の活用は、移動時間の軽減や立会の待ち時間の軽減となり、受注者にとっても、発注者にとっても効率的な確認立会の実施に効果的。
- ✓ ただし、遠隔臨場の対象工事は、「監督職員が現場に行かなくても良い」ものではない。
- ✓ 遠隔臨場の活用により創出された時間を有効に活用し、監督職員は必要な現場の確認に努めることが重要。

※ 遠隔臨場の撮影時に「歩きスマホ」状態にならないよう留意する

※ 詳細は、「工事現場等における遠隔臨場の試行について」を参照

https://www.rinya.maff.go.jp/j/sekou/gi_jutu/attach/pdf/sekisan_kijun-292.pdf

監督職員、現場技術員の臨場写真、紙資料に手書きの実測値は不要

- ✓ 受注者は臨場確認のための新たな資料の作成は不要。
- ✓ 監督職員が臨場した場合、臨場時の状況写真は不要。
- ✓ 監督職員が確認した実測値は、電子的な方法で記録。
(事例) 現場でのタブレット等を用いた電子的な記録。(タッチペンによる手書き機能の活用を含む)
※ タブレットを所持していない場合等、従来のスキャニングして保存する方法を妨げるものではない。

1 2 材料確認

材料確認は、設計図書において指定された材料のみで良い

- ✓ 設計図書（標準仕様書・特記仕様書）で「確認を受ける」と指定された材料以外は、不要。
- ✓ 提出するミルシートは、電子ミルシートでも良い。

1 3 品質・出来形管理

「品質管理図表」・「出来形管理図表」のみ提出すれば良い

- ✓ 数値を証明する計測状況写真の添付は不要。

1 4 品質証明

品質証明書の添付書類は提出不要（検査時の添付書類の提示も不要） 電子データで提出可能

- ✓ 品質証明書には、品質証明に関する試験成績報告書や製品カタログ等の書類の添付は不要。
- ✓ 完成検査においても添付書類の準備、提示は不要。
- ✓ 品質証明書に品質証明員の押印、受注者の押印（社印）は不要。

1 5 工事履行報告書

実施工程%は、「請負代金額」と「現場で施工した金額」で算出

- ✓ 受発注者間での工程の確認は、実施工程表で実施。
※ 実施工程表は、提出不要とし、「提示」とする。
- ✓ 実施工程%の根拠資料の添付は不要。

1 6 休日・夜間作業届

ASPによる監督職員への事前の「連絡」が良い（※口頭のみでの連絡は不可）

- ✓ 工事打合せ簿の作成は不要。

森林土木工事関係書類の作成のスリム化

17 産業廃棄物管理表（マニフェスト）

マニフェストは監督職員への提示のみ、コピーの提出は不要
※ただし、必要に応じて提出を求める場合がある

- ✓ 契約数量の根拠としてもマニフェストのコピーの提出は不要。
- ✓ 契約数量の根拠は、集計表のみの提出とし、マニフェストの提示を受けた監督職員、現場技術員が集計表を確認。
- ✓ 監督職員への提示は電子マニフェストでも可とする。

18 安全教育・訓練等の実施状況資料

安全教育・訓練等の実施状況資料は提出不要

- ✓ 安全教育及び安全訓練等の実施状況を記録した資料は、受注者が整備・保管するが、監督職員の請求があった場合に提示出来る体制とし、提出は不要。

19 支給品・貸与品

支給品・貸与品の「要求」について書類の作成は不要

- ✓ 受領又は借用後に、受領書又は借用書を監督職員を通じて発注者に提出すれば良い。

20 工事現場の現場環境改善

実施報告書、実施写真（様式にまとめたもの）は作成不要

- ✓ 森林整備保全事業工事写真管理基準に基づき撮影した写真は必要。

21 創意工夫・社会性等に関する実施状況

説明資料は簡潔に作成し、最大でも10項目までの提出

- ✓ 「自ら立案実施した創意工夫や技術力」及び「地域社会や住民に対する貢献」として評価できる項目について、1工事につき最大10項目まで提出可能。
- ✓ 10項目を超過した提出は認めない。

22 工事検査

工事検査は必要な書類を限定

- ✓ 完成検査、既済部分検査、完済部分検査、中間検査を対象に、資料検査に必要な書類を限定し、監督職員と検査職員による現地検測の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図る。

工事検査は電子データにより実施

- ✓ 検査職員は、電子データで検査を行い、別途、紙の書類の提示を求めないこと。

不要な書類を作成しても工事成績評定では評価されない

- ✓ 本ガイドにおいて不要としている書類は工事成績評定では評価されない。
- ✓ 工事書類は不足なく簡潔に整理されていれば良く、書類の見栄えや多さは、工事成績評定に影響しない。
- ✓ 工事概要説明資料（ダイジェスト版）等の工事検査のために新たな資料は作成不要。
- ✓ 発注者（監督職員、検査職員、現場技術員）は、不要な書類の提出・提示は求めないこと。

最後に！施工管理の6大管理

- **品質管理**: 設計図書どおりの品質を確保する
- **原価管理**: 工事費用を予算内に収め、利潤を確保する
- **工程管理**: 工事を計画どおりに進め、納期を遵守する
- **安全管理**: 作業員の安全を守り、労働災害を防止する
- **環境管理**: 工事による環境への影響を最小限に抑える
- **労務管理**: 作業員の配置や健康を管理し、安定した施工体制を維持する

「**全国安全週間2026 スローガン**」

多様な人材 全員参加 みんなで育てる安全職場！

ご清聴を感謝いたします

